

地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約事務取扱規程 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由
<p>(競争入札の参加者の資格等)</p> <p>第3条 契約権者（会計規程第50条に定める契約権者をいう。以下同じ。）は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。</p> <p>2 法人が行う競争入札に参加できる者は、<u>国又は地方公共団体</u>の建設工事、測量・建設コンサルタント等及び委託役務並びに物品調達に関する<u>入札参加資格</u>を得ている者とする。</p> <p>3 神奈川県の指名停止の措置がなされている者<u>のほか、前項の入札参加資格が国の場合は国、地方公共団体（神奈川県を除く。以下同じ。）の場合は当該地方公共団体の指名停止の措置がなされている者</u>は、当該指名停止の期間、競争入札に参加させないものとする。</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後2年間競争入札に参加させないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者 (2) 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者 (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者 (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者 (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者 (6) 前各号の一に該当する事実があつた後2年を経過しない者を、 	<p>(競争入札の参加者の資格)</p> <p>第3条 契約権者（会計規程第50条に定める契約権者をいう。以下同じ。）は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。</p> <p>2 法人が行う競争入札に参加できる者は、<u>神奈川県</u>の建設工事、測量・建設コンサルタント等及び委託役務並びに物品調達に関する<u>入札参加資格登録</u>を得ている者とする。</p> <p>3 神奈川県の指名停止の措置がなされている者は、当該指名停止の期間、競争入札に参加させないものとする。</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後2年間競争入札に参加させないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者 (2) 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者 (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者 (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者 (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者 (6) 前各号の一に該当する事実があつた後2年を経過しない者を、 	<p>競争入札の参加資格者を国又は地方公共団体に拡大する。</p> <p>指名停止の措置を神奈川県のほか、当該国又は地方公共団体の指名停止措置を受けている者に拡大する。</p>

契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用者として使用した者

5 国、地方公共団体の入札参加資格を得ている者の等級区分について
は、競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和 40 年神奈川県規則
第 106 号）を準用し、審査しなければならない。

契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用者として使用した者

(新規)

神奈川県の規則を準用し等級区分を審査する。

附 則

この規程は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。